

3 相続税法及び贈与税法

相続・贈与税申告税額控除縮小（相法69）

現行	改定後
<p>■相続・贈与税申告税額控除</p> <p>○申告期限内に相続・贈与税課税標準を申告した場合</p> <p>算出税額の10%税額控除</p>	<p>■控除率引下</p> <p>10% → 7%</p>

(修正理由) 控除制度合理化

(施行時期) 17.01.01以後相続が開始されない贈与を受ける分から適用